

## 南蛮船・阿蘭陀船『通船・漂着・破損之時公事』（史料紹介）

砂川玄正

八重山の『宮良殿内文庫所蔵本』の中に「進貢接貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時八重山島在番役々勤職帳」がある。進貢・接貢船、唐船、朝鮮船、日本船、異国船などの船隻が通船・漂着・破損した際に、在番をはじめ役人たちの行うべき公務が記されている。異国船の場合は南蛮船と阿蘭陀船に区別され、「南蛮船通船・漂着・破損之時公事」「阿蘭陀船通船・漂着・破損之時公事」としてそれぞれに対応する公務が定められている。この勤職帳は琉球王府から八重山島在番に通達されたものであるが、その添書に「進貢接貢船又者唐日本其外異国之船々漂着等之節在番方御用帳無之由ニ而先在番渡慶次親雲上より一帳組立差登置候處右帳宮古島江茂被仰渡趣有之」と記されていることから、同勤職帳が宮古島在番へも通達されたであろうことがうかがわれる。

近世を通じて宮古近海に漂着・遭難した船隻は数知れない。琉球船・日本船・朝鮮船・唐船・その他の異国船など種々の船隻が遭難漂着しているが、その中で、イギリス軍艦プロビデンス号やドイツ商船ロベルトソン号の遭難救助事件は高名である。プロビデンス号はマカオを出発して北太平洋探検に向かったが、その途中、1797年の5月17日（洋歴）に池間島北方で座礁破船、幸い同伴のスクナーに全員乗り移り、宮古の人々から水や薪・食糧などを贈られて、無事、マカオに引き返した。帰国後、船長プロートンは『北太平洋探検航海記』（1804年）を出版、その中で宮古の人々から受けた恩恵に対し感謝の念を記している。又、1873年にハンブルクを出航したロベルトソン号は、中国を經由して福州からオーストラリアに向かう洋上で台風に巻き込まれ、7月11日（洋歴）に宮古島宮国村の沖合で座礁破船、乗組員8人は救助され34日間の看護の末、官船と水・薪・食糧などを贈られて台湾へ向け出航した。そして、その3年後にはドイツ皇帝から遭難救助に対する謝恩の記念碑が宮古へ贈られている。

プロビデンス号の船長プロートンの記した『北太平洋探検航海記』は、宮古島でのことを「一隻のカヌーがやってきたので、われわれの欲しいものを示すと、彼らは判ったらしく、ただちに引き返して水を持参した。船から二つの大きな部落が見えた。そこでそれぞれ一人の士官をのせたボートを各部落に派遣した。彼らはそこで非常に友好的な態度で迎えられ、水を満載して帰ってきた。午後には、住民は若干の薪や粟の大袋や、また鶏や豚とともに、非常に多量の水をカヌーで送ってきたが、代価を要求するでもなく、そうしたそぶりさえ見せなかった。彼らは熱心に東方の部落に行くことを求めた。われわれの必需品をいっそう容易に供給できるというのであった。（略）われわれの情深い友人たちを海岸に訪問すると、彼らは最大級の丁重さで、迎えてくれ、この国によく適応した大きな便

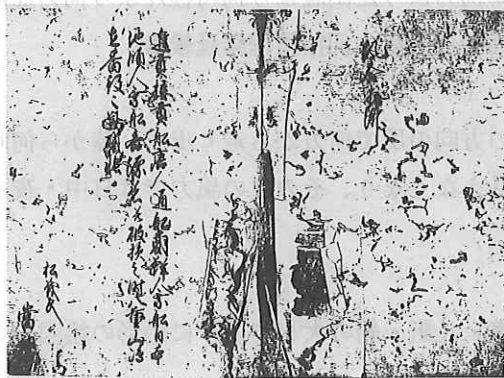
利な家へ案内してくれた。(略)彼らにわれわれの必要物を理解させることは、さほど困難でなかったが、われわれがもっとも満足したことは、彼らにわれわれの必要品を提供してくれる気持ちだけでなく、その能力もあることが解ったことである。別れてから、われわれは町をぶらついたかったが、彼らは強く異議をとなえた。いくら説得しようとしても無効であった。(略)23日の朝、吾々は友人たちから、彼らの贈物の残りを受けた。

すなわち、1袋1ハンドレット・ウエイト(111斤)入りの小麦50袋、米20袋及びさつま芋3袋と、さらに3ハンドレット・ウエイトもある雄牛1頭、大きな豚6頭及び多数の鶏であった。吾々が欲しいというと、何でも直ぐ送ってくれた。(略)このようにして吾々は親切で礼儀正しい人々と、非常に友好的に別れたが、吾々の遭難に際して彼らからうけた恩恵には全く感謝せずにいられなかったのである。」と記す。

又、ロベルトソン号の船長ヘルムシャインの記した『船長日記』は、宮古島を離れる前日の項で「8月16日、朝早くクーリーたちは燃料の薪を持ってきた。11時頃には2匹の太った豚が運ばれた。それから2か月分として充分ほどの食糧が運ばれた。知っているスモールダランジェがやって来て、私に赤い紙の保証書を渡した。プレゼントにはいつも手紙のようなものがついている。ひと隅にマンダリンの名前、そして両側に「贈り物」と表記され、それから贈り物の数、贈り物の品名が書かれている。私にひとつひとつ見せた後で、私は感謝の言葉を彼に述べた。午後になった。私は前もって今日ダランジェ達の所へ挨拶に行くと言ってあったので、3時頃使いの者がやってきた。大層厳かに私は役場の前で迎えられ、中庭を通過して大広間に案内された。そこには3人の老人がいた。(略)一人の人が私に座るように言った。火のついた炭の箱と痰壺、パイプ、煙草、お茶、ケーキが出された。煙草を吸って、私はまるでインディアンの酋長のように謝礼の長いスピーチをした。何度もお辞儀をしてから、一番偉いマンダリンに、私の時計と望遠鏡を、親切にしてくれたほんの気持ちとしてあげようとしたが、彼は受け取らなかった。船に戻った。(略)海岸からいろいろな人を呼んで、夜中までサキイ(酒)を飲んだ。(略)これでもって34日間に及ぶ、こういった人々のもとの滞在は全て終わる。彼らは西の文化を全く知らない。異国の人間である遭難した私達に対し、本当に心のこもった優しさと人情で私達を世話してくれた。文明人はこのような気持ちをなかなか持っていない。人に尽くすということは宗教的な立場からか、或いは、単なる義務で行うかのみである。」と記している。

いずれも「何らの代償も期待せず、物資を贈与する島の人々の人情の厚さ、愛想よく、礼儀正しく、いつでも節度ある態度で行動」する宮古の人々に対する賞賛と感謝の念を表す内容となっている。しかし、こうした遭難者に対する対応は、必ずしも宮古に限らず、琉球全域に定められた王府の規則に準じた公務であった。即ち、当時の琉球には「進貢接貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時在番役々勤職」が定められてお

り、船隻が通船・漂着・破損した際には、宮古の在番や役人たちはこの規則に基づいて各船籍に応じた対応処置を行っていたのである。先のプロビデンス号の遭難救助事件は、『宮古島在番記』では嘉慶2（1797）年の条に「四月廿日阿蘭陀船漂着同廿七日子ノ方へ走隠候」と記されており、「阿蘭陀船」扱いにされていることから、その対応には「阿蘭陀船通船・漂着・破損之時公事」の規定が用いられたであろう。又、ロベルトソン号の遭難救助事件は、同治12（1873）年の条で「六月十七日英吉利國ノローマニアニ國ノ船へ同國ノ者共七人女一人広東男二人都合十人當島宮國村の浦へ漂着致破損乗込人致陸下候」と記され「南蛮船」扱いにされていることから、その対応は「南蛮船通船・漂着・破損之時公事」の規定に準じて行われたものと思われる。そこで、ここでは琉球大学附属図書館所蔵・宮良殿内文庫本の『進貢接貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時在番役々勤職帳』の中から南蛮船と阿蘭陀船の「通船・漂着・破損之時公事」2件を翻刻・対訳し、当時の規定を紹介するとともに宮古の在番や役人たちが行った公務の内容を見ることにする。



『進貢接貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時八重島在番役々勤職帳』



「阿蘭陀船破損之時公事」



「南蛮船漂着之時之公事」

## 南蛮船通船・漂着・破損之時公事

### 南蠻船通船之時公事

1、嶋中何方之浦よりも南蠻船致通船所之役人より問合有之候ハバ早速飛舟を以可有問合事。

右問合之ケ條左記

但問合書者在番忝人之名書二而可差越候。

訳・島中の何処の海からでも南蛮船が通船し、その村の役人から報告があった場合には、早速、飛舟を以て報告すべきこと。

右の報告すべき箇条は左に記す。

但し、報告書は在番一人の名で差し越すべきこと。

1、何月何日何時分何方風ニ何方より走出陸より何町程沖より何方江向走通何時分よりハ帆影不相見得其日之風並二者日中夜中何拾里程乘延候事。

訳・何月何日、何時頃、どの方向の風で何方から走り出て、陸から何町程沖より何方へ向け通船、何時頃には帆影が見えなくなり、その日の風力では日中・夜中、何十里ほど進むであろうこと。

1、船之程來并船形繪圖之事。（訳・船の大きさ並びに船形の絵図のこと。）

1、檣數并帆數帆色之事。（訳・帆柱の数並びに帆の数・帆の色のこと。）

1、旗之數并色付之事。（訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。）

1、右之外ニ茂見及候分ハ如何ニ茂細密ニ書記通船所之役人より飛脚申付口上ニ茂猶又申合可差遣事。

訳・右の他にも気づいたことは是非とも細密に書き記し、通船した村の役人に飛脚を申し付け、口頭でも更に申し含めて差し遣わすべきこと。

1、浦々山野迄堅相改候事。  
但諸離鳴江者各構之役人江申付爲相改尤右船便二不懸合所者後便より首尾可申越候。  
訳・海岸や山野まで嚴重に調べること。

但し、諸離島には各所管の役人へ申し付けて調査を行なわせ、右の飛舟に間に合わな  
い場合には後便から経過・結果の報告に申し越すべきこと。

1、右船形人之形貌旗印之圖相渡置候間常々得与見覺居至其節見誤無之様可相心得事。

訳・右の船形・人の形貌・旗印の図を渡して置くので、常々、よく見覚えておき、その時  
に至って見誤りがないよう心得ておくべきこと。

1、通船之儀二候得共風並二より走戻可致潮懸儀も難相計得事候間聊無油斷可有其覺悟事

訳・通船しても風力により走り戻り停泊することも考えられるので、少しも油断しないよ  
うその心構えを持っているべきこと。

1、南蠻人ひそかに下り隠居候敷又ハ地下之者を召捕船江乗せ候儀も可有之候間別而氣を  
附致勤番候様浦々役人江可申渡置事。

訳・南蛮人が密かに上陸して隠れていたり、又は、地元の者を召し捕らえて船に乗せたり  
することもあるので、特に気をつけて勤番を行うよう、各海岸の役人へ申し渡して置くべ  
きこと。

### 南蠻船漂着之時之公事

附切支丹宗門疑敷異國船ハ南蠻船同前可相心得候

(キリシタン宗門の疑わしき異國船は南蛮船と同様と心得るべきこと。)

1、嶋中何方之浦二而茂南蠻船致漂着所之役人より申來候ハバ在番并筆者所之頭横目其外  
之役々早速差越諸事入念可相計事。

訳・島中の何処の海岸にでも南蛮船が漂着し、その村の役人から報告があった場合には、在  
番並びに筆者・所管の頭・横目・その他の役人は早速現場に赴き、念入りに諸事の対応を  
行うべきこと。



1、在番以下差越候儀其地方者勿論諸離嶋二而茂在番并筆者一人頭一人横目一人其外首里大屋子以下之役々者見合次第兼而賦付置無遅滞可差越事。

訳・在番はじめ役人たちの現場行きの儀について、本島は勿論、諸離島においても在番並び筆者一人・頭一人・横目一人、その他、首里大屋子以下の役人はあらかじめ割り振っておき、遅滞なく現場へ赴くべきこと。

1、在番役々不差越内者所之役人諸事別而氣を附可相計事。

訳・在番や役人らが現場に到着しない内は、その村の役人は諸事の対応には十分に気を付けるべきこと。

1、右之節者首里大屋子一人與人一人飛舟使申付御當地江問合可申越事。

附・諸離嶋江漂着之時者其所之役人より左之間合ヶ條之通委細書付可申越候間先其趣を以早速一左右可申越事。

右之間合之ヶ條左二記之。

但問合書者在番一人之名書二而可差越候。

訳・右の節は首里大屋子一人・与人一人に飛舟使を申し付け御当地（首里王府）へ報告に申し越すべきこと。

附・諸離島へ漂着の時はその村の役人より左の報告簡条に基づき詳細な書付が届くので、あらかじめその趣旨を心得ておき、早急に申し越すべきこと。

右の報告すべき簡条は左に之を記す。

但し、報告書は在番一人の名をもって差し越すべきこと。

1、何月何日何時分何方風二何方より走來何時分何嶋何浦陸より何町程沖二碇を下候事。

附・漂着場圖之事

訳・何月何日、何時頃、どの方向の風にどの方角から走って来て、何時頃、何島・何浦（何海）の陸より何町程の沖合に碇を下ろしたということ。

附・漂着場の絵図のこと。

1、船之程來并船形繪圖之事。（訳・船の大きさ並びに船形を絵図に記すこと。）

1、檣數并帆數帆色之事。(訳・帆柱の数並びに帆の数・帆の色のこと。)

1、旗之數并同色付之事。(訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。)

1、人數幾人形貌衣類等迄繪圖之事。(訳・人数・風貌・衣類まで絵図に記すこと。)

1、武具之類見不見之事。(訳・武具類の有無のこと。)

1、滯船可仕様子之事。(訳・停泊しそうか否かということ。)

1、船損所有無之事。(訳・船の破損箇所の有無のこと。)

1、南蠻人地下人ニ對シ不意之働仕不仕事。

訳・南蛮人が地元の人に迷惑な行為を働いたか否かということ。

1、右ケ條之外ニ茂問合可致儀者左條をも見合如何ニ茂委數相記飛脚之人ニ茂猶又口上申含可差遣事。

訳・右の箇条の他にも報告すべきことは左条をも考慮して是非とも詳細に記し、更に飛脚使にも口頭で申し含めて差し遣わすべきこと。

1、南蠻人陸地江下遣不申且地下之者共右船ニ不近付様番船餘多附置之勤番堅可申付事。

訳・南蛮人を陸地へ降ろさないこと。且つ、地元の者たちを右船に近づけないよう番船を数隻配置して勤番を嚴重に申し付けるべきこと。

1、番船二者所之役人以下百姓見合を以乘せ付勤番可申付事。

訳・番船には村の役人以下百姓を選んで乗せ勤番を申し付けるべきこと。

1、陸地ニ見合番所餘多相調夜白勤番可申付事。

訳・陸地に場所を選んで番所を数カ所設け、夜昼、勤番を申し付けるべきこと。

1、番所二者所之役人以下百姓見合を以一晝一夜代合終夜篝火を焼せ勤番可申付事。

訳・番所には村の役人以下百姓を選んで一昼一夜交代して配置し、一晚中かがり火を焼かせて勤番を申し付けるべきこと。

1、南蠻人夜中何様之儀カ仕出候半且又多人數相集火之念遣茂有之候間爲用心無絶間夜廻可申付事。

訳・南蛮人が夜中何の用でか外に出たり、多人数集まって火の心配もあるので、用心のため絶え間なく夜間の巡回を行うよう申し付けるべきこと。

1、漂着場近方之浦々江見合を以番所相調夜白勤番可申付事。

但勤番人も所之者より見合可申付事。

訳・漂着場近辺の海岸に場所を見合わせて番所を設け夜昼勤番を申し付けるべきこと。

但し、勤番人も村の者より選んで申し付けるべきこと。

1、着場近江番所相調在番并筆者頭晝夜詰居可致警固事。

訳・漂着場近くに番所を設け在番並びに筆者・頭とも昼夜番所に詰めて警護すべきこと。

1、着場近江人数武具をも穏便ニ寄置之自然合戦之期ニ差當候ハバ無越度様ニ可有覺悟事。

訳・漂着場近くに人数・武具を密かに隠しておき、もしも合戦となった場合には落ち度がないよう覚悟しておくべきこと。

1、惣而漂着船之儀逢風難ニ身命爲可相助漂來爲申答候得者對地下あたをなし候儀者有之間敷候間地下よりも其心得を以南蠻人不致氣遣様ニ仕候ハバ曾而不意之儀無之積ニ候若事々敷多人數を集武具をも致用意候躰見及候ハバ互ニ言語不通之上南蠻人心得あしく最早被打果候儀与楚忽ニ不意之働も可致出來候間能々其心得可有之事。



訳・全て漂着船は風難にあって身命助かるべく漂来するはずなので、地元に対して害を加えるようなことはない。地元の人もその心得をもって南蛮人が心配しないように配慮すれば敢えて予期せぬ行為をとることはないと思うが、もし、物々しく多人数を集め武具をも用意している状況を見てしまうと、お互いに言語が通じない上、南蛮人が気を悪くして、もはや打ち果たされるものと勘違いして予期せぬ行為を取るかもしれないので、よくよくその心得を持っているべきこと。

1、着場於海邊獵並海草杯取人出候儀堅禁止可申付事。

訳・漂着場の海辺に於いて獵並びに海草などを採るため人が出る事は、嚴重に禁止を申し付けるべきこと。

1、南蠻船着場近寄候儀者勿論見物ニ罷出候儀堅禁止可申付事。

訳・南蛮船の漂着場に近寄ることは勿論、見物に罷り出ることも、嚴重に禁止を申し付けるべきこと。

1、同船何浦江致漂着候間各構之浦々勤番別而入念候様諸村諸嶋役人江堅可申渡事。

訳・南蛮船が何処かの海岸に漂着している間は、各所管の海岸の勤番には特に念を入れるよう、諸村・諸島の役人へ嚴重に申し渡すべきこと。

1、南蠻人自然嶋崎杯江人を下置候歟又者地下之者捕之船江乗候儀も可有之候間別而入念候様可申渡事。

訳・南蛮人は人気のない島の崎などに人を降ろして置いたり、又は地元の者を捕らえて船に乗せることもあるので、特に念を入れるよう申し渡すべきこと。

1、漂着場近方村々火用心別而入念候様堅可申渡事。

訳・漂着場近辺の村々は火の用心には特に念を入れるよう嚴重に申し渡すべきこと。

1、貞享二丑年御條書二者南蠻人者阿蘭陀人并唐人二者相替別而御念遣被成常々日本江通

融不仕様ニ堅爲被仰付事候間馳走之儀者不及申何色ニ而茂用事相達間敷旨被仰渡置候処其後寶永元申年右御條書御取替被仰渡候御條目二者南蠻人用事申出候首尾方之儀何様共不相見得候事。

訳・1685年の御条書には南蛮人はオランダ人や唐人とは異にして特に気を遣い、常々日本へ通さないように堅く仰せ付けられ、ご馳走はもとより如何なる用事もかなえてはならない旨仰せ渡されていたが、1704年に右御条書に取り替えて仰せ渡された御条目には、南蛮人が用事を申し出た時の対応方については何とも記されていないこと。

1、漂着船之儀多分ハ及飢渴候所より頼可乗來候ケ様之船水薪木等用事於不相達者助命之便無之無是非不意之働可仕儀ニ候其段兼而氣を附万事無越度様ニ可相計事。

訳・漂着船の儀、多くは飢渴に及び村を頼りに乗って来るはずで、このような船は水や薪木等の用事をかなえられないと、助命の方法がなく、是非なく予期せぬ行動に出るであろうから、その旨あらかじめ心得ておき、万事に落ち度がないよう対応すべきこと。

1、南蠻船滞船中不常異様成仕形共有之候ハバ幾度茂飛舟を以問合可申越事。

訳・南蛮船の停泊中、常になく異様な動き等があった場合には、幾度でも飛舟を以て報告に申し越すべきこと。

1、南蠻船致漂着候段於國元ニ取沙汰仕候儀御禁止之事候間大和船滞船之砌候ハバ右之訳船頭江堅申渡證文請取可差越事。

訳・南蛮船が漂着した旨、御国元（薩摩）において噂になることは御禁止となっているので、大和船の停泊中に南蛮船の漂着があった場合には、右の訳を船頭に堅く申し渡し、（秘密を誓う）証文を受け取って差し越すべきこと。

1、南蠻船致出船候共不相構帆影相見得候迄行先慥ニ可見届事。

訳・南蛮船が出航しても、帆影が見えなくなるまで行き先を確実に見届けるべきこと。

1、依風並乘戻り申儀も可有之候間陸番用船等即時ニ引取間敷候翌日迄相詰居不乘戻ニ相

究候ハバ三日目惣人数引取可申事。

右通出船候ハバ早速近方之浦々山野迄在番人検見ニ而嚴密ニ可相改事。

訳・風力により乗り戻する場合もあるので、陸番や用船などは即時にひきあげないよう、翌日まで勤務し、乗り戻らないことがはっきりすれば三日目に全員引き上げるよう申すべきこと。

右の通り出航したら、早速近くの海岸や山野まで在番の検見で嚴密に調査すべきこと。

1、嶋中諸離迄各構之役人江浦々山野迄堅改申付首尾方在番承届委細問合可申越候尤遠海之所ニ而飛船使ニ答合不申所者後便より可申越候。

右之傍相仕舞早速首里大屋子一人與人一人飛舟使申付問合可申越事。

右問合之ケ條左記

但問合書ハ在番一人之名ニ而可左越候。

訳・本島・諸離島に至るまで各所管の役人へ海岸や山野まで調べるよう嚴重に申し付け、その経過・結果を在番は承り、詳細な報告を以て申し越すべきこと。尤も遠海の所で飛船使に間に合わない所は後便から報告に申し越すべきこと。

右の傍ら早速、首里大屋子一人・与人一人に飛船使を申し付け報告に申し越すべきこと。

右の報告の箇条は左に記す。但し、報告書は在番一人の名で差し越すべきこと。

1、滞船中諸事勤方之次第

訳・船の停泊中、諸事の勤務経過について。

1、南蠻人滞船中何楚不審成儀有無之事。

訳・南蛮人の停船中、何か不審な事などの有無について。

1、出船以後浦々相改候首尾方之事。

訳・出航後、海岸を調査した経過・結果のこと。

1、何月何日何時分何方之風ニ何方江向出船何時分よりハ帆影不相見其日之風並ニ而者日

中夜中何拾里程乘延候事。

訳・何月何日、何時頃、何方の風で何方へ向け出航、何時頃よりは帆影が見えなくなり、その日の風力では日中・夜中何十里ほど乗り進むであろうこと。

1、右ヶ條之外二茂可及問合候儀者委細相記飛脚人江茂猶又口上申含可差越事。

訳・右の箇条の他にも報告に及ぶべきことは詳細に記し、飛脚人にも重ねて口頭で申し含めて差し越させるべきこと。

### 南蠻船破損之時公事

附切支丹宗門疑敷異国船者南蠻船同然可相心得候

(キリシタン宗門の疑わしき船は南蛮船と同様と心得るべき事。)

1、嶋中何方之浦二而茂南蠻船致破損所之役人より申來候ハバ在番并筆者頭横目其外之役々早速差越諸事別而入念可相計事。

訳・島中の何処の海辺にでも南蛮船が破損し、その村の役人から報告があった場合には、在番並びに筆者・頭・横目、その他の役人は早速現場に赴き、念入りに諸事の対応を行うべきこと。

1、在番以下差越候儀其地方ハ勿論諸離嶋二而も在番并筆者言人頭言人横目一人其外首里大屋子以下之役々其見合を以兼而賦付置無遅滞可差越事。

訳・在番はじめ役人たちの現場行きの儀について、本島は勿論、諸離島においても在番並びに筆者一人・頭一人・横目一人、その他、首里大屋子以下の役人はあらかじめ割り振って置き、遅滞なく現場へ赴くべきこと。

1、右役々不差越内者所之役人諸事別而氣を付可相計事。

訳・在番や役人らが現場に到着しない内は、その村の役人は諸事の対応には特に気を付けるべきこと。

1、右之節者首里大屋子言人與人言人飛船使申付早速御當地江問合可申越事。

附・諸離嶋江破損之時者其所之役人より左之問合ケ條之通委細書付可申越候間先其趣を以早速一左右可申越事。

右問合之ケ條左ニ記。

但問合書者在番人壹人之名書ニ而可差越候。

訳・右の節は首里大屋子一人・与人一人に飛船使を申し付け、早急に御当地（首里王府）へ報告すべきこと。

附・諸離島へ破損した時はその村の役人より左の報告箇条に基づき詳細な書付が届くので、あらかじめその趣旨を心得ておき、早急に報告すべきこと。

右の報告すべき箇条は左に記す。

但し、報告書は在番一人の名を以て報告すべきこと。

1、何月何日何時分何之方風ニ何方より走出何時分何嶋何浦江何様之儀ニ而致破損候事。

附・破損場繪圖之事。

訳・何月何日、何時頃、どの方向の風にどの方角から走り出て、何時頃、何島の何浦（何海）へ、どの様な原因で破損したということ。

附・破損場の絵図のこと。

1、船之程來并船形繪圖之事。（訳・船の大きさ並びに船形を絵図に記すこと。）

1、櫓數并帆數帆色之事。（訳・帆柱の数並びに帆の数・帆の色のこと。）

1、旗之數并同色付之事。（訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。）

1、人數幾人形貌衣裳繪圖之事。（訳・人数や風貌・衣裳を絵図に記すこと。）

1、武具之類有無之事。（訳・武具類の有無について。）

1、言語文字通不通之事。（訳・言語や文字が通じるか否かについて。）

1、南蠻人地下人ニ對し不意之働不仕之事。

訳・南蛮人が地元の人に対し迷惑な行為を働らかなかつたかということ。

1、右ヶ條之外ニ茂問合可致儀者如何ニ茂委ク相記首里大屋子一人與人一人飛舟使申付口上ニ茂猶又申含可差遣事。

訳・右の箇条の他にも報告すべきことは是非とも詳細に記し、首里大屋子一人・与人一人に飛船使を申し付け、更に口頭でも申し含めて差し遣わすべきこと。

1、破損場近邊ニ人数武具をも穩便ニ寄置自然之時無越度様ニ可有覺語（悟）事。

訳・破損場の近辺に人数・武具を密かに隠しておき、もしもの時には落ち度がないよう覚悟あるべきこと。

1、惣而漂着船之儀逢難風身命爲可相助漂來爲申旨候得者對地下あたをなし候儀有之間敷候間地下よりも其心得を以南蠻人氣遣不致様ニ致挨拶候ハバ曾而不意之儀者無之積候若事々敷多人數差集武具をも致用意置候躰見及候ハバ互ニ言語不通之上何蠻人心得あしく最早被打果候儀与楚忽ニ不意之働も可致出來候間兼而其心得を以萬事無越度様可相計事。

訳・全て漂着船は難風に逢って身命助かるべく漂来するはずなので、地元の人に対し害を与えるようなことはない。地元の人もその心得を以て南蛮人が心配しないよう配慮し挨拶すれば敢えて予期せぬ行動をとることはないと思うが、もしも物々しく大勢の人を集め武具をも用意している状況を見ってしまうと、お互いに言語が通じない上、南蛮人が気を悪くして、もはや打ち果たされるものと勘違いし予期せぬ行為に出るかもしれないので、あらかじめその心得を以て万事に落ち度がないよう対応すべきこと。

1、何蠻人之儀人家迦ニ堅固木屋相調荷物共入置之食物等届之通相違外廻ニ重三重可相囲事。

訳・南蛮人の儀、人家はずれに堅固な木屋を設けて荷物などを入れておき、食物などは届け（規定）の通り支給し、木家の周囲を二重・三重に囲むべきこと。

1、破損場より木屋江引移候砌者在番人以下段々警固人可相付事。

訳・破損場より木屋へ移る際には在番以下役人らの警護人を付けるべきこと。



1、何蠻人武具之類所持候ハバ別所ニ致格護番人堅可申付事。

訳・南蛮人が武具類を所持していたら別の所に保管し厳重に番人を申し付けるべきこと。

1、何蠻人木屋江召入相濟候ハバ則右戸口差塞飯米野菜用物等可遣節ハ在番人検見ニ而垣越可相渡事。

訳・南蛮人を木屋に入れたら直ちに木屋の戸口を塞ぎ、飯米や野菜・用物などを与える際には在番人の検見をへて垣根越しに渡すべきこと。

1、右近邊ニ勤番人相付候儀漂着之時同斷。

訳・右（木屋）の近辺に勤番人を付けるのは漂着の時と同様である。

1、番所江者所之役人以下百姓見合夜ハ篝火を燒せ勤番堅可申付候。

訳・番所には村の役人以下百姓を選んで夜はかがり火を焼かせ勤番を厳重に申し付けるべきこと。

1、南蠻人夜中何様之儀力仕出候半且又多人數相集火之念遣も有之候間夜白堅可申付事。

訳・南蛮人が夜中に何の用でか外に出たり、且又、多人数集まったりして火の心配もあるで、夜昼とも厳重に勤番を申し付けるべきこと。

1、圀所近方村々火用心入念候様堅可申渡事。

訳・圀所近くの村々は火の用心には念を入れるよう厳重に申し渡すべきこと。

1、右木屋近在番筆者所之頭晝夜詰居可致警固事。

訳・右の木屋の近くに在番筆者・所管の頭は昼夜とも詰めて警護いたすべきこと。

1、何蠻人并荷物諸道具船滓等專入念聊紛失無之取揚させ沈物も水練之者江申付随分相働

爲潜取一々用二不立物迄委細改帳相調可差越事。

附・右破損物之儀少しも見抜有之候而者可及大事候間其心得可有之事。

訳・南蛮人並びに荷物や諸道具・船の残骸などは少しも紛失しないよう念入りに取り揚げさせ、沈んだ物も水練達者な者に申し付け、随分働かせて潜り取り、一々、用をなさない物までも詳細な改帳を調べて差し越すべきこと。

附・右の破損物のことについて、少しでも見落としがあつては大変なことになるので、その心得を持っているべきこと。

1、破損場最寄之浦々寄荷物可有之儀も難相計得候間入念取揚首尾可申出旨浦々役人江堅可申付事。

訳・破損場近くの浦々（海岸）に荷物が寄せてくるかもしれないので、念入りに取り揚げてその経過・結果を報告すべき旨、浦々の役人へ嚴重に申し付けるべきこと。

1、南蠻人溺死又者致病死候ハバ死骸塩詰ニ致可差渡事。

但塩詰いたし様奥二相記置候事。

訳・南蛮人が溺死し又は病死した場合には塩詰めにして差し渡るべきこと。

但し、塩詰めの方法は奥（後の方）に記してある。

1、萬一不意之働於有之者時宜次第申付南蠻人搦捕之船籠ニ召込可差渡事。

訳・万一、予期せぬ行為があつた場合には、適当な時期に手続きを申し付け、南蛮人を搦め捕らえ、船籠の中に閉じ込めて差し渡るべきこと。

1、南蠻人打果死躰不相續者も是を第一取集塩詰ニいたし可差渡事。

訳・南蛮人を打ち果たし、死体がバラバラになった者も、これを一つに取り集めて塩詰めいたし差し渡るべきこと。

1、何蠻船致破損候段於御國元取沙汰仕候儀御禁止之由候間大和船來着之時者右之段船頭江堅申渡證文請取可差越事。

訳・南蛮船が破損した旨、御国元（薩摩）において噂になることは御禁止となっているので、大和船が来着している時に南蛮船の破損があった場合には、右の趣旨を船頭に堅く申し渡し、（秘密を誓う）証文を受け取って差し越すべきこと。

1、右南蠻人御當地江乗渡候船早速用意申付南蠻人荷物共乗せ之在番筆者言人頭言人宰領二而順風次第可差渡事。

訳・右の南蛮人が御当地（沖繩本島）へ乗り渡る船の用意を早急に申し付け、南蛮人や荷物ともこれに乗せ、在番筆者一人・頭一人を責任者にして順風次第、差し渡るべきこと。

1、船中二籠を拵南蠻人自由二不行様可仕候。

訳・船中に籠を拵えて南蛮人が自由に行動しないようにすべきこと。

1、南蠻人木屋より船江引移候砌者中途在番以下段々警固二而荷物共最前相改候帳面引二而可乗付事。

訳・南蛮人を木屋より船へ引き移す際には、途中、在番以下役人たちの警護のもと荷物とも以前に調べた帳面と照合したうえで乗せ付けるべきこと。

1、警固船三四艘相付與人目差乗頭二而前後左右相囲之可乗渡事。

附・南蠻人武具之類者右警固船より可差越事。

訳・警護船を三・四隻つけ、与人・目差を先頭にして前後左右にこれを囲み乗り渡るべきこと。

附・南蛮人や武具類は右の警護船より差し越すべきこと。

1、南蠻人於船中致病死儀も可有之候間塩詰用之桶并塩筵等用意可申付事。

訳・南蛮人が船中に於いて病死することもあるので、塩詰め用の桶や塩・筵などを用意するよう申し付けるべきこと。

1、右之船津之儀小船二而候ハバ右之船より可積渡候大船二而積渡不罷成候ハバ堅固相囲

番人附置此方差圖次第首尾可致事万一焼失共仕候而者可及大事候間其心得可有之事。  
訳・右の船の残骸は、小船であれば右の船から積み渡ること。大船のため積み渡ることができなければ堅固に囲んで番人を付けて置き、ここ（王府）からの指図があり次第、処理すべきこと。万一、焼失するようなことがあつては大変なことになるので、その旨、心得しておくべきこと。

1、南蠻人船江乗せ付候ハバ早速囲置候木屋之跡土をすかせ又者近方之浦々山野迄在番人  
検見ニて厳密ニ相改委細首尾可申越事。

訳・南蛮人を船に乗せたら、早速、囲って置いた木屋の跡地をすかせ、又、近辺の海岸や山野  
まで在番人の検見で厳密に調べて詳細な経過・結果を報告すべきこと。

1、嶋中諸離嶋迄各構之役人江浦々山野迄堅改申付首尾方在番承届委細問合可申越候尤遠  
海之所ニ而右之船便ニ答合不申所者後便より可申越事。

訳・島中及び離島までも各所管の役人へ海岸や山野まで厳重に調べるよう申し付け、在番  
はその経過・結果を受けて詳細な報告を申し越すべきこと。尤も、遠海の所で右の船便に  
間に合わない所は後便から申し越すべきこと。

1、右段々勤方之次第委細書記宰領人江茂猶又口上申含可差越事。

訳・右の諸々の勤務経過を詳細に書き記し、宰領人（責任者）へも重ねて口頭で申し含め  
て差し越すべきこと。

## 阿蘭陀船通船・漂着・破損之時公事

### 阿蘭陀船通船之時公事

- 1、嶋中何方之浦よりも阿蘭陀船致通船所之役人より申來候ハバ早速飛船を以可有問合事。  
右問合之ケ條左記  
但問合書ハ在番考人之名書ニ而可差越事。

訳・島中の何処の海からでも阿蘭陀船が通船し、その村の役人から報告があった場合には早速、飛船を以て報告すべきこと。

右の報告すべき箇条は左に記す。

但し、報告書は在番一人の名で差し越すべきこと。

- 1、何月何日何時分何方風ニ何方より走出陸より何町程沖より何方江向走通何時分より者帆影不相見候其日之風並ニ而者日中夜中何拾里程乘延候事。

訳・何月何日、何時頃、どの方向の風で何方から走り出て、陸から何町程沖より何方へ向け通船、何時頃には帆影が見えなくなり、その日の風力では日中・夜中、何十里ほど進むであろうこと。

- 1、船之程來并船形繪圖之事。（訳・船の大きさ並びに船形の絵図のこと。）

- 1、檣數并帆數色之事。（訳・帆柱の数並びに帆の数・帆の色のこと。）

- 1、旗之數并色付之事。（訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。）

- 1、右ケ條之外ニ茂見及候分ハ如何ニ茂委敷書記慥成役人より見合口上ニ茂申合可差遣事。

訳・右の箇条の他にも気づいたことは是非とも詳細に書き記し、慥なる役人を選んで、口頭でも申し含めて差し遣わすべきこと。

- 1、浦々山野迄堅相改候事但離嶋江ハ各構之役人江改方申付尤右船便ニ不懸合所者後便より首尾可申越候。

訳・海岸や山野まで嚴重に調べる事。但し、離島には各所管の役人へ調査を申し付け、右の船便に間に合わない所は後便から経過・結果の報告に申し越すべき事。

1、右船形人之形貌旗印之圖相渡置候間常々得与見合置於其節見誤り無之様可相心得事。

訳・右の船形・人の風貌・旗印の図を渡して置くので、常々よく見ておき、その時に至って見誤りがないよう心得ておくべき事。

1、通船之儀二候得共風並二より走戻り可致潮懸儀も不相知事候間聊無油斷可有其覺悟事

訳・通船しても風力により走り戻り停泊するかもしれないので、少しも油断しないようその心構えを持っているべき事。

### 阿蘭陀船漂着之時公事

1、嶋中何方之浦二而も阿蘭陀船致漂着所之役人より問合申來候ハバ在番并筆者所之頭横目其外之役々早速着場差越諸事別而入念可相計事。

訳・島中の何処の海岸にでも阿蘭陀船が漂着し、その村の役人から報告が来たら、在番並びに筆者・所管の頭・横目・その他の役人は早速現場に赴き、念入りに諸事の対応を行うべき事。

1、在番以下着場江差越候儀其地方者勿論諸離二而茂在番并筆者一人頭一人横目一人其外首里大屋子以下役人者見合を以兼而賦付置無遅々可差越事。

訳・在番はじめ役人たちの現場行きの儀について、本島は勿論、諸離島においても在番並びに筆者一人・頭一人・横目一人、その他、首里大屋子以下の役人はあらかじめ割り振っておき、遅れないように現場へ赴くべき事。

1、阿蘭陀人陸地江不揚之地下之者共右船不近付様番船餘多附置之何か用物とも申出候ハバ相達日和次第致出帆候様可申付事。

訳・阿蘭陀人を陸に揚げないように、又、地元の者共を右の船に近づけないように番船を数隻つけて置き、何か用物の要求があれば支給してやり、日和次第、出航するように申し付け



るべきこと。  
1、陸地江見合番所餘多相調夜日勤番可申付事。

訳・陸地に場所を選んで番所を数カ所設け、夜昼、勤番を申し付けるべきこと。

1、番所二者所之役人以下百姓見合を以一晝一夜代合終夜篝火を焼せ勤番可申付事。

訳・番所には村の役人以下百姓を選んで一昼一夜交代して配置し、一晚中かがり火を焼かせて勤番を申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀人夜中何様之儀か仕出候半且又多人數相集火之念遣茂有之候間爲用心夜廻堅ク可申付事。

訳・阿蘭陀人が夜中何の用でか外に出たり、多人数集まって火の心配もあるので、用心のため夜間の巡回を行うよう嚴重に申し付けるべきこと。

1、着場近方之浦々見合を以番所相調夜白勤番可申付事。

訳・漂着場近辺の海岸に場所を見合わせて番所を設け夜昼勤番を申し付けるべきこと。

1、勤番人右同斷。

訳・勤番人は右と同じ。

1、着場近江番所相調在番人并筆者頭晝夜詰居可致警固事。

訳・漂着場近くに番所を設け在番並びに筆者・頭とも昼夜番所に詰めて警護すべきこと。

1、着場近方江人数穩便二寄せ置在番下知を請相働候様可申渡事。

訳・漂着場近くに人数を密かに隠しておき、在番の指図を受けて働くように申し渡すべきこと。

1、惣而漂着之儀逢風難身命爲可相助所を頼漂來可有之候地下人二對しあたをなし候心底者聊無之筈候地下人其心得を以阿蘭陀人氣遣不致様御挨拶候ハバ曾而不意之儀無之積二候若事々敷多人數を集致騒動候躰見及候ハバ致心得違無是非不意之働茂致出來候間兼而其了簡を以無越度様二可相計事。

訳・全て漂着船は風難にあつて身命助かるべく村を頼りに漂來するので、地元の人に対し害を与えるような気持ちは少しも無いはずである。地元の人もその心得をもって阿蘭陀人が心配しないよう挨拶をすれば予期せぬ行為をとることはないと思うが、もし、物々しく多人數を集め騒動している状況を見てしまうと、勘違いをして、予期せぬ行為を取るかも知れないので、その了見をもって落ち度なく対応すべきこと。

1、着場於海邊獵并海草杯取二人出候儀堅禁止可申付事。

訳・漂着場の海邊に於いて獵並びに海草などを採るため人が出る事は、嚴重に禁止を申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀船着場近寄候儀者勿論他所よりも見物二出候儀堅禁止可申付事。

訳・阿蘭陀船の漂着場に近寄ることは勿論、他村から見物に出ることも、嚴重に禁止を申し付けるべきこと。

1、着場近方之村々火用心別而入念候様堅可申渡事。

訳・漂着場近辺の村々は火の用心には特に念を入れるよう嚴重に申し渡すべきこと。

1、阿蘭陀船何方より何様之次第二而（候間）漂着仕候段爲致證文御國元江差登候間別紙書付仕様之手本見せ同案両通相調させ請取左之飛船便より可差越事。

訳・阿蘭陀船が何処からどの様な理由で漂着した旨の証文を取り御國元（薩摩）へ上国するので、別紙書類の見本を見せ、同書類を2通作成して受け取り、左の飛船便から差し越すべきこと。

1、右通證文請取候法様二候得共出船急二相成候砌強而證文可取与仕候ハバ互二言語不通之上候得者勘違いたし不意之働茂可致出來候間能々其了簡可有之候自然右躰二可成立様子

二候ハバ無是非証文不受取候而茂可相濟候。(き「高勢・先」) 証文干録并証文取

訳・右の通り証文を受け取る規則になっているが、出航が急になった場合、強いて証文を取ろうとすれば、お互いに言語が通じないため勘違いし、予期せぬ行為を取ることもあるので、よくよくその了見をもっているべきこと。もしも右の状況になりそうであれば、必ずしも証文を受け取らなくても済むべきこと。

1、右之段々無遅々申渡早速與人一人目差一人飛舟使申付問合可申越事。

右問合之ケ條左記。

但問合書ハ在番一人之名書ニ而可差越候。

訳・右の諸事を遅れないように申し渡し、早速、与人一人・目差一人に飛舟使を申し付け報告に申し越すべきこと。

右の報告する箇条を左に記す。

但し、報告書は在番一人の名前で差し越すべきこと。

1、何月何日何時分何方風二何方より走來何時分何嶋何浦陸より何町程沖江碇を下候事。

附・着場圖之事。

1、何月何日、何時頃、どの方向の風で、どの方角から走って来て、何時頃、何島・何浦の陸から何町程の沖に碇を降ろしたということ。

附・着場図のこと。

1、船之程來并船形繪圖之事。(訳・船の大きさ並びに船形の絵図を記すこと。)

1、櫓數并帆數帆色之事。(訳・帆柱並びに帆数・帆色のこと。)

1、旗之數并同色付之事。(訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。)

1、人數幾人形貌衣類等迄繪圖之事。(訳・人数・風貌・衣類等まで絵図に記すこと。)

1、言語文字通不通之事。(訳・言語や文字が通じるか通じないかということ。)

1、武具之類見不見之事。(訳・武具類の有無のこと。)

1、滞船可仕様子之事。(訳・停泊しそうか否かということ。)

1、船損所有無之事。(訳・船の破損箇所の有無のこと。)

1、右ヶ條之外ニ茂問合可致儀者如何ニ茂細密ニ相記飛船使江茂猶又口上申含可差越事。

訳・右の箇条の他にも報告すべきことは是非とも詳細に記し、更に飛船使にも口頭で申し合めて差し越すべきこと。

1、阿蘭陀船致漂着候段於御國元取沙汰仕候儀御禁止之事候間右之訳船頭江堅申渡證文請取可差越事。

訳・阿蘭陀船が漂着した旨、御国元(薩摩)において噂になることは禁止となっているので、右の訳を船頭に堅く申し渡し、(秘密を誓う)証文を受け取って差し越すべきこと。

1、阿蘭陀船損所有之修甫之儀申出候ハバ早速右入用之品々相渡爲加修甫尤阿蘭陀人まで二而修甫不相達節者其地船細工加勢申付無遅々相調日和次第致出帆候様可相計事。

訳・阿蘭陀船に破損した所があり修理したい旨申し出があれば、早速、必要な品々を支給して修理を加えさせ、尤も阿蘭陀人だけで修理できない場合には、その地の船細工人に加勢を申し付けて早く修理を済まし、日和次第、出航させるように対処すべきこと。

1、阿蘭陀人海上飯米無之候ハバ相應相渡出帆可申付事。

訳・阿蘭陀人が海上での食糧がない場合には相應に支給してやり、出航するよう申し付けるべきこと。

1、右之節可成程者阿蘭陀人共船ニ召置修甫可爲致候若大修甫ニ而陸宿不申付候而不叶節ハ人家迦堅固木屋相調荷物共入付之諸事締方之儀破損之時困置候通可相心得事。

訳・右の際はなるべく阿蘭陀人共を船に留めて修理すべきこと。もし大修理で陸に宿を申し付けなければならない時は、人家はずれに堅固な木屋を設けて荷物等をいれ、諸事の取締り方は船が破損した時に困って置いたように対処することを心得ておくべきこと。

1、阿蘭陀人共修甫方ニ相携候者船元往通不仕者不叶候間他所徘徊會而無之様通路筋段々其構申付仕事召留次第即々木屋江召籠戸口差塞置可申事。

訳・阿蘭陀人で修理方に携わる者は船元へ往来しなければならないので、他の場所を徘徊することがないように通路筋に構い人（見張り人）を申し付け、仕事が終わる次第、即時に木屋へ閉じ込めて戸口を塞いで置くよう申すべきこと。

1、船修甫相調次第阿蘭陀人并荷物共早々本船江乗せ付前條船住居之時同前船番陸番其外諸事締方堅固可申付事。

訳・船の修理が終わる次第、阿蘭陀人並びに荷物どもを本船に乗せ、前条の船に生活する時と同様に、船番・陸番、その他、諸事の取締り方を厳重に申し付けるべきこと。

1、船修甫相調船江召移候ハバ右木屋之跡土をすかせ近方堅改可申付事。

訳・船の修理が済み船に阿蘭陀人共を移したら右の木屋の跡地をすかせ、近辺の調査を厳重に申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀船致出船候ハバ帆影相見得候迄行先儘可見届事。

訳・阿蘭陀船が出航したならば、帆影が見えなくなるまで行き先を確実に見届けるべきこと。

1、依風並乗戻り申儀可有之候間陸番用船等即時ニ引取間敷候翌日迄相詰居三日内ニ成不乗戻相究候ハバ惣人数引せ可申事。

訳・風力により乗り戻る場合もあるので、陸番や用船などは即時にひきあげないように、翌日まで勤務し、三日内に乗り戻らないことがはっきりすれば全員引き上げるよう申すべきこと。

1、右通出船候ハバ早速近方之浦々山野迄在番人検見ニ而厳密ニ可相改事。

訳・右の通り出航したら、早速近くの海岸や山野まで在番の検見を以て厳密に調査すべきこと。

1、右之傍相仕廻與人卷人目差卷人飛舟使申付問合可申越事。

右問合之ケ條差記

但問合書ハ在番卷人之名ニ而可左越候。

譯・右の傍ら与人一人・目差一人に飛船使を申し付け報告に申し越すべきこと。

右の報告の箇条は左に記す。

但し、報告書は在番一人の名で差し越すべきこと。

1、何月何日何時分何方風ニ何方江向出船何時分より帆影不相見其日之風並ニ而者日中夜中何拾里程走延候事。

譯・何月何日、何時頃、何方の風で何方へ向け出航、何時頃よりは帆影が見えなくなり、その日の風力では日中・夜中何十里ほど進むであろうこと。

1、出船後浦々相改候首尾方之事。

譯・出航後に海岸を調査した経過・結果のこと。

1、嶋中諸離迄各構之役人江申付浦々山野まで堅相改させ首尾方承届委細問合可申越候尤遠海之所ニ而右船便ニ懸合不申所者後便より可申越事。

譯・島中・諸離島まで各所管の役人へ申し付け、浦々（海岸）や山野まで調査させ経過・結果を受けて、詳細な報告を申し越すべきこと。尤も、遠海の所で右の船便に間に合わない所は後便から報告に申し越すべきこと。

1、滞船中諸事勤方之事。

譯・停泊中の諸事の勤務経過のこと。

1、船修甫有之候ハバ首尾方之事。

譯・船の修理を行った場合はその経過・結果のこと。



1、右ヶ條之外可及問合候儀者委細書記飛脚人江茂猶又口上申含可差越事。

訳・右の箇条の他にも報告に及ぶべきことは詳細に書き記し、飛脚人にも重ねて口頭で申し含めて差し越すべきこと。

### 阿蘭陀船破損之時公事

1、嶋中何方之浦二而茂阿蘭陀船致破損所之役人より申來候ハバ在番并筆者頭横目其外役々早速差越諸事能々入念可相計事。

訳・島中の何処の海辺にでも阿蘭陀船が破損し、その村の役人から報告があった場合には、在番並びに筆者・頭・横目、その他の役人は早速現場に赴き、念入りに諸事の対応を行うべきこと。

1、在番以下差越候儀其地方者勿論諸離島二而も在番并筆者一人頭一人横目一人其外首里大屋子以下之役々兼而賦付置無遅滞可差越事。

訳・在番はじめ役人たちの現場行きの儀について、本島は勿論、諸離島においても在番並びに筆者一人・頭一人・横目一人、その他、首里大屋子以下の役人はあらかじめ割り振って置き、遅滞なく現場へ赴くべきこと。

1、右役々不差越内者其所之役人諸事能々氣を付可相計事。

訳・在番や役人らが現場に到着しない内は、その村の役人は諸事の対応にはよくよく気を付けるべきこと。

1、右之節者與人一人目差一人飛船使申付早速御當地江問合可申越事。

附・諸離嶋江破損之時者其所之役人より左之問合ヶ條之通委細書記可申越候間先其趣を以早速一左右可申越事。

右問合之ヶ條左記。

但問合書者在番一人名書二而可差越候。

訳・右の節は与人一人・目差一人に飛船使を申し付け、早急に御当地（首里王府）へ報告

すべきこと。

附・諸離島へ破損した時はその村の役人より左の報告箇条のとおり詳細に書き記した報告が来るので、あらかじめその趣旨を心得ておき、早急に申し越すべきこと。

右の報告の箇条を左に記す。

但し、報告書は在番一人の名前で差し越すべきこと。

1、何月何日何時分何方之風ニ何方より走出何様之儀ニ而何時分何嶋何浦江致破損候事。

附・破損場繪圖之事。

訳・何月何日、何時頃、どの方向の風にどの方角から走り出て、どの様な原因で、何時頃に何島の何浦（何海）へ破損したということ。

附・破損場の絵図のこと。

1、船之程來并船形繪圖之事。（訳・船の大きさ並びに船形を絵図に記すこと。）

1、櫓數并帆數帆色之事。（訳・帆柱の数並びに帆の数・帆の色のこと。）

1、旗之數并同色付之事。（訳・旗の数並びに旗の色付けのこと。）

1、人數幾人形貌衣類繪圖之事。（訳・人数や風貌・衣類を絵図に記すこと。）

1、武具之類有無之事。（訳・武具類の有無について。）

1、言語文字通不通之事。（訳・言語や文字が通じるか否かについて。）

1、右ヶ條之外ニ茂問合可申越儀者如何ニ茂細密ニ相記飛舟使之者江も猶又口上申合可差越事。

訳・右の箇条の他にも報告すべきことは是非とも詳細に記し、飛舟使にも重ねて口頭で申し含めて差し越すべきこと。

1、阿蘭陀人之儀人家迦ニ堅固木屋相調外圍ニ重相構荷物共入置之食物等届之通可相違事

訳・阿蘭陀人の儀、人家はずれに堅固な木屋を設け周囲を二重に囲って荷物などを入れて置き、食糧は届け（規定）の通り支給すべきこと。

1、破損場より木屋江引移候砌在番人以下段々警固人可相付事。

訳・破損場から木屋へ阿蘭陀人を移す際には、在番以下役人の警護人を付けるべきこと。

1、阿蘭陀人武具類所持候ハバ別所江致格護番人堅可申付事。

訳・阿蘭陀人が武具類を所持していたら別の場所に保管し、番人を嚴重に申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀人木屋江召入相濟候ハバ則右門口差塞飯米野菜用物等可遣節者在番人検見二而可相渡事。

訳・阿蘭陀人を木屋に入れたら直ちに木屋の門口を塞ぎ、飯米や野菜・用物などを与える際には在番人の検見をへて渡すべきこと。

1、右近邊二番所餘多相調夜白不寢之番人相付阿蘭陀人曾而木屋外不出之地下之者共木屋近不立寄様堅可申渡事。

訳・右の木屋の近辺に番所を数カ所設けて夜昼寝ずの番人を付け、阿蘭陀人が敢えて外に出ないように、又、地元の者共が近くに立ち寄らないよう、嚴重に申し渡すべきこと。

1、勤番所江者所之役人以下百姓見合夜終篝火を焼せ勤番堅可申付候。

訳・勤番所には村の役人以下百姓を選んで夜中かがり火を焼かせ勤番を嚴重に申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀人夜中何様之儀敷仕出候半且又多人數相集火之念遣有之候間爲用心夜廻堅可申付候。

訳・阿蘭陀人が夜中に何の用でか外に出たり、且又、多人數集まったりして火の心配もあるで、夜の巡回を嚴重に申し付けるべきこと。

1、右田所近方村々火用心別而入念候様堅可申渡事。

訳・右の田所近くの村々は火の用心には特に念を入れるよう嚴重に申し渡すべきこと。

1、右木屋近ニ在番筆者頭晝夜詰居可致警固事。

訳・右の木屋近くに在番筆者・頭とも昼夜詰めて警護いたすべきこと。

1、破損場近方江人数穩便ニ差寄在番下知を請相働候様可申渡事。

訳・破損場近辺に人数を密かに隠して置き、在番の指図を受けて働くよう申し渡すべきこと。

1、惣而漂着船之儀逢風難身命爲可相助所を頼乘來申答之一件前条同斷。

訳・全て漂着船は風難に逢い身命助かるべく村を頼りに乗って来ることの一件は前条と同じである。

1、阿蘭陀人并荷物諸道具船具船滓等專入念聊紛失無之様取揚させ沈物も水練之者江申付随分相働せ少も不残爲潜取一々用ニ不立物迄委細改帳相調可差越事。

附・右破損物少も見抜有之候而ハ可及大事候間其心得可有之事。

訳・阿蘭陀人並びに荷物や諸道具・船具・船の残骸など専ら念を入れて少しも紛失しないよう取り揚げ、海に沈んだ物も水練達者な者に申し付け随分働かせて残らず潜り取らせ、一々用をなさない物までも詳しく改帳を作成し、差し越すべきこと。

附・右の破損物、少しでも見落としがあつては大変なことになるので、その心得を持っているべきこと。

1、破損場最寄之浦々寄物可有之哉能入念取揚首尾可申出旨所之役人江堅可申付事。

訳・破損場近くの浦々（海岸）に寄り物があるはずなので、念入りに取り揚げてその経過・結果を報告すべき旨、村の役人へ嚴重に申し付けるべきこと。

1、阿蘭陀人溺死又者病死者有之候ハバ死骸塩詰ニいたし可差越事。

但塩詰いたし様奥二相見得候。

訳・阿蘭陀人が溺死し又は病死者が出た場合には塩詰めにして差し越すべきこと。  
但し、塩詰めにする方法は奥（後の方）に記されている。

1、阿蘭陀船致破損候段於御国元取沙汰仕候儀御禁止之事候間右之訳船頭江堅ク申渡證文  
請取可差越事。

訳・阿蘭陀船が破損した旨、御国元（薩摩）において噂になることは禁止となっているので、右の訳を船頭に堅く申し渡し、（秘密を誓う）証文を受け取って差し越すべきこと。

1、右阿蘭陀人御當地江乗渡候船早速用意申付阿蘭陀人荷物共乗付在番筆者言人頭言人宰  
領二而順風次第可差越事。

訳・右の阿蘭陀人が御当地（沖縄本島）へ乗り渡る船の用意を早急に申し付け、阿蘭陀人や荷物ともこれに乗せ、在番筆者一人・頭一人を宰領（責任者）にして順風次第、差し越すべきこと。

1、船中二籠を拵阿蘭陀人自由不行様可仕候。

訳・船中に籠を拵え阿蘭陀人が自由に行動しないようにすべきこと。

1、阿蘭陀人木屋より船江引移候砌者中途在番以下警固二而荷物共最前帳面引當可乗付事。

訳・阿蘭陀人を木屋より船へ引き移す際には、途中、在番以下役人たちの警護のもと荷物とも以前に調べた帳面と照合したうえで乗せ付けるべきこと。

1、警固船三四艘相付與人目差乗頭二而前後左右相囲可乗渡事。

附・阿蘭陀人武具之類ハ右警固船より可差渡事。

訳・警護船を三・四隻つけ、与人・目差を先頭に前後左右に囲んで乗り渡るべきこと。

附・阿蘭陀人や武具の類は右の警護船より差し渡るべきこと。

1、阿蘭陀人於船中致病死儀も可有之候間塩詰用之桶并塩又者筵等用意可申付事。

訳・阿蘭陀人が船中に於いて病死することもあるので、塩詰め用の桶や塩、又は筵などを用意するよう申し付けるべきこと。

1、船津之儀小舟二而候ハバ右之舟々より可積渡候若大船二而積渡不罷成候ハバ堅固圀置此方江得差圖首尾可致候萬一燒失共仕候而者可及大事旨其心得可有之事。

訳・船の残骸は、小舟であれば右の舟々から積み渡るべきこと。もしも大船のため積み渡ることができなければ堅固に囲んで置き、此の方（王府）の指図を得て処理すべきこと。万一、焼失するようなことがあっては大事に及ぶ旨、その心得を持っておくべきこと。

1、阿蘭陀人船江乗せ付候ハバ早速木屋之跡土をすかせ又者近方浦々山野迄在番儉見二而厳密二相改委細之首尾可申越事。

訳・阿蘭陀人を船に乗せたら、早速、木屋の跡地をすかせ、又、近辺の海岸や山野まで在番の検見のうえ厳密に調べて詳細な経過・結果を申し越すべきこと。

1、嶋中諸離迄各構之役人江浦々山野迄堅改申付首尾方承届委細問合可申越候尤遠海之所二而右船便二懸合不申所者後便より可申越事。

訳・島中及び離島までも各所管の役人へ海岸や山野まで厳重に調べるよう申し付けその経過・結果を受けて詳細な報告を申し越すべきこと。尤も、遠海の所で右の船便に間に合わない所は後便から申し越すべきこと。

1、右段々勤方之次第委細書記宰領人江茂猶又口上申含可差越事。

訳・右の諸々の勤務経過を詳細に書き記し、宰領人（責任者）へも重ねて口頭で申し含めて差し越すべきこと。

1、阿蘭陀船致破損本船より帰帆難成節者御國元江差上候付別而御厄害二罷成事候間破損船能々可成限加修甫出帆致させ候様可相計事。



訳・阿蘭陀船が破損して本船で帰るのが不可能な場合は、御国元（薩摩）へ届け出るため特に厄介なことである。破損船は出来る限り修理を行い出航させるよう対処すべきこと。

※【切支丹持候道具】の条項あり。ここでは全て省略する。

#### 塩詰いたし様（訳・死骸の塩詰めの方法）

1、桶を堅固相調桶之くれ合め底いたより塩汁ぬけさる様ニしつくいにて内外より塗候而死骸を入透間無之塩相詰ふたいたし筵包ニ而可差置候。

訳・桶を堅固に作り、桶の板の合せ目や底板から塩汁が漏れないように内側・外側から漆喰を塗り、死骸を入れて隙間がないように塩詰めし、蓋をして筵で包んで置くべきこと。

#### 漂着并破損人賄例（訳・漂着並び破損人の賄方の例）

1、唐人朝鮮人出所不相知異國人飯米相渡候節ハ官計公升を用可申候琉計用間敷候事。

訳・唐人・朝鮮人・出所の知れない異国人へ食糧を支給する時は、官計・官升を用いるべきこと。琉計を用いてはならないこと。

1、日本他領人飯米相渡候節者琉計升可用事。

訳・薩摩以外の日本人に食糧を支給する時は、琉計・琉升を用いるべきこと。

1、漂着人飯米野菜薪木無之海上飯米相渡候節ハ一日例を以廿日分可相渡事。

訳・漂着人に飯米・野菜・薪木がなく航海中の食糧を支給する時は、一日の例をもって二十日分を支給すべきこと。

#### 唐人賄料

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1、中白米六合五勺先 但琉升 | 1、上味噌四勺 但醤油之時ハ三勺 |
| 1、塩式勺五才        | 1、酢二勺            |
| 1、刻たわこ四匁（※たばこ） | 1、野菜半斤           |
| 1、肴半斤          | 1、薪木壹合式勺五才       |

右忝人二付忝日分（訳・右は一人に付き一日分）

1、菜種子油五勺

右忝艘并一宿二而一夜分（訳・右は一隻或いは一宿で一夜分）

朝鮮人賄料

1、中白米八合先 但琉升

1、上味噌四勺 但醤油之時者三勺

1、塩式勺五才

1、野菜半斤

1、肴半斤

1、酢二勺五才

1、刻たわこ四匁（※たばこ）

1、薪木忝合式勺五才

右忝人二付忝日分（訳・右は一人に付き一日分）

1、菜種子油五勺

右忝艘并一宿二而一夜分（訳・右は一隻或いは一宿で一夜分）

出所不相知異國人賄料

1、中白米七合五勺先 但琉升

1、上味噌四勺 但醤油相渡候時者三勺

1、酢二勺

1、塩式勺五才

1、刻たはこ四匁（※たばこ）

1、野菜半斤

1、薪木忝合式勺五才

右忝人二付忝日分（訳・右は一人に付き一日分）

1、菜種子油五勺

右忝艘并一宿二而一夜分（訳・右は一隻或いは一宿で一夜分）

日本他領人賄料

1、中白米七合五勺先

1、上味噌七勺五才

1、醤油三勺

1、酢三勺

1、塩三勺

1、肴八拾目

1、野菜百目

1、薪木忝合

1、切たはこ五匁（※たばこ）

右忝人二付忝日分（訳・右は一人に付き一日分）

1、菜種子油

1、中茶

右忝艘并一宿二而一夜分（訳・右は一隻或いは一宿で一夜分）

※ 参考史資料

- ①『進貢接船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着並破損之時八重山在番役々勤職帳』（宮良殿内文庫所蔵本）
- ② ロベルトソン号『船長日記』（上野村役場）
- ③『平良市史第三卷資料編1』（平良市役所、1981年）